労災保険・安全対策の重要性

地域農業の持続的発展と安全対策へのJAはだのの挑戦

05.June.2026（FRI）

神奈川県 秦野市農業協同組合
宮 永　均（Hitoshi-MIYANAGA）

目次

1. 秦野農業の変遷とJAはだのの概要

2. JAはだののミッションと役割

3. 農業分野における労災保険及び安全対策に必要性

4. JAはだのにおける具体的な取組内容や加入推進への思い

5.組合員等への加入推進の進め方や工夫

6.都道府県等の担当者が取組を進める上での示唆・期待

秦野農業の変遷と都市型農業への移行

◆葉タバコ栽培の伝統と終焉

300年以上の歴史を持つ日本三大葉タバコ産地の一つ

◆都市化と農業経営の変化

1960年代後半からの急速な都市化が農業に影響

◆伝統作目からの転換

1984年を最後に葉タバコ栽培が終了、多様な作目を導入

JAはだのの概要

◆**1市1JAの組織体制：**秦野市をエリアとする単一の農業協同組合

◆**組合員数：**2026年2月末現在13,998人

（内訳: **正組合員2,536人**、准組合員11,433人、農事組合員法人等29団体）

◆**組織の特徴：**「はだの都市農業支援センター（2005年12月設置）」を秦野市農産課（6名）・秦野市農業委員会（1名）・JAはだの営農課（3名）の三者で設置し「4」を運営するほか、「農」に関する窓口として運営している。

JAはだののミッションと役割

JA綱領に基づくミッション

◆地域農業振興と組合員の農業経営を支え発展させる

◆組合員の生活を支え、住みよい元気な地域づくりに貢献する

都市的農業地域での取り組み

◆2つの役割を有機的に関連づけ一体的に推進

◆協同活動として健康管理活動を重視

JAはだの健康福祉増進計画

JAはだのは、地域農業の発展と組合員の生活向上を両輪とする組織として、組合員が心身ともに健康で安心して営農と生活を営める環境を構築します。
本計画は、**病気予防、農作業安全、食文化の伝承を３つの柱**とし、組織的な協同活動を通じて、健康寿命の延伸と地域活性化を目指します。

都市型農業確立への新たな取り組み

1

農産物直売

地域住民への地産地消対応を強化

2

観光農業

都市・地域住民との交流を通じた活性化

3

地域農業振興

都市益を活用した新たな挑戦と模索

農に関わる人の裾野を広げる取り組み ➡ ガストロノミー宣言（2026年４月）

協同活動における健康管理活動

病気予防対策活動

組合員の健康維持・増進を目指す

農作業労働災害予防対策活動

農作業事故の未然防止と安全確保

食文化伝承による健康増進

安全安心な農畜産物を通じた地産地消運動

農業分野における労災保険及び安全対策の必要性

◆現状と課題

◆労働安全衛生法への対応

農業分野における労働保険と安全対策の必要性

農業者こそ農業労災保険に加入する必要がある。**農業者自らの営農と生活を守るため**に、農家世帯主のみならず女性農作業従事者を含めた加入促進運動を積極的に展開して行く必要がある。

農業労災加入促進運動は農作業事故未然防止運動でもある。また、労災保険には、療養、休業給付から遺族給付まで手厚い補償があり万が一に備えることができる。

― JAはだの

農業分野における労災対策の必要性

- 農業機械の大型化・複雑化によるリスク増大

  近年「熱中症」のリスクが増大

- 農業従事者の高齢化と女性の活躍拡大

- 万が一の事故に備えた補償制度の重要性

  労災保険には、療養、休業給付、遺族給付まで手厚い補償

- 営農と生活を守るための組織的な取り組みの必要性

現状と課題

農作業死亡事故が毎年300人前後で推移し、令和3年に過去最悪になった事態を重視し、日本農業労災学会は【農業者の命の非常事態】を発出した。

令和6年は287人で10万人当たりの死亡者が前年より51人増加。

就業者10万人当たりの死亡者数は14.8人増加し、他産業との差がさらに拡大したが、**令和7年度の農作業における死亡者は157人で、就業人口10万人当たり11.6人と減少したが、他産業に比べて高い状態が続いている。**

特に、農業は高齢者層の死亡事故が多く、**機械事故に加え近年増加している熱中症を直視**した事故未然防止が求められる。

1人の農業者の死は、家族を悲嘆に陥れ、経営存続の危機、地域農業を担う人材の損失に直結する。こうした状況が半世紀もの間続き、農業が“危険産業（ILO文書）”となっていることを深く憂慮する。

生産基盤の弱体化が深刻化する中で、貴重な担い手をこれ以上、危険に晒すのは看過できない。安心・安全な作業環境、職場づくりは、持続的農業実現の最も重要な対策であり、農政の最重要課題である。

JAでは、既存農機具への補完的安全装備の装着、圃場・道路での危険個所のチェックシートの作成・点検と労災保険特別加入の意義をJA組合員・部会組織等で共通認識化して実践することが求められる。
また、組織の各段階で農作業事故防止に向けた戦略的目標と工程表を策定し、事業計画等に盛り込む必要がある。

特に単位JAには、GAPの労働安全管理手法の活用など具体的取り組みを農家組合員と共に進めて農作業事故防止の実現を図ることである。

農水省は就業者10万人当たりの事故死亡者が増加傾向にあることから、令和6年から令和8年の3年間で令和4年の事故死亡者数238人を119人へと半減させる目標を立て安全対策を強化してきたが、逆に死亡者は急増した。

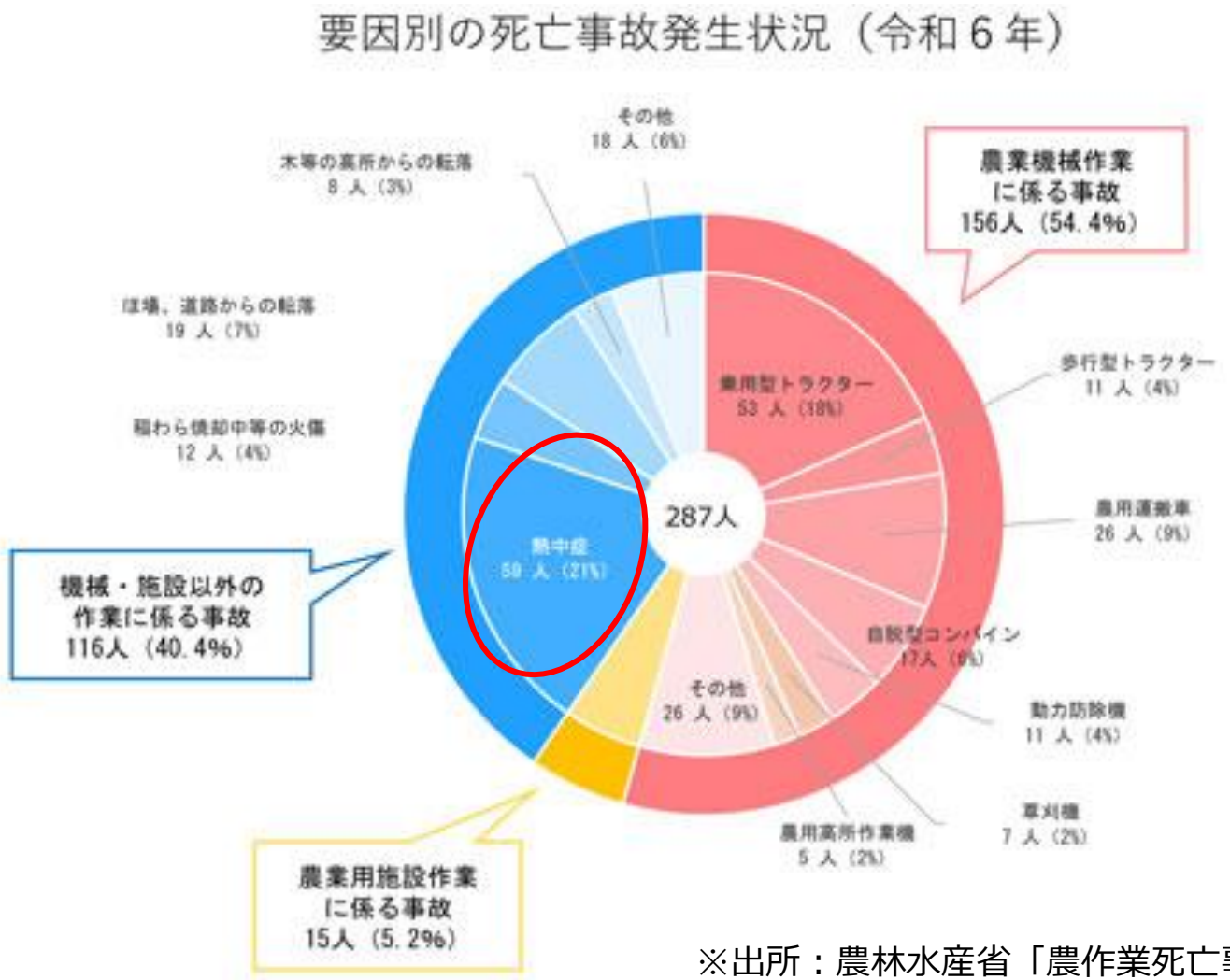

※出所：農林水産省「農作業死亡事故調査」より令和8年6月27日引用

要因別の農作業死亡事故発生状況（令和5年）

		人	構成率
農業機械作業に係る事故１４７人（62.3%）			
	乗用型トラクター	61	25.8%
	歩行型トラクター	9	3.8%
	農用運搬車	12	5.1%
	自脱型コンバイン	13	5.5%
	動力防除機	7	3.0%
	動力刈払機	1	0.4%
	農用高所作業機	3	1.3%
	その他	41	17.4%
農業用施設作業に係る事故６人（2.5%）			2.5%
機械・施設以外の作業に係る事故８３人（35.2%）			
	熱中症	37	15.7%
	稲わら焼却中等の事故	17	7.2%
	圃場・道路からの転落	10	4.2%
	木等の高所からの転落	3	1.3%
	その他	16	6.8%

- 農作業死亡事故において、「熱中症」による死亡者は37人と全体の15.7%となっており増加傾向です。

- 令和6年度の夏季（5～9月）において、田畑等で農作業中に熱中症によって緊急搬送された人数は2,322人で直近5年で最多となっている。

※出所：農林水産省「農作業死亡事故調査」より8月27日筆者作成

農作業中の熱中症による死亡事故の発生状況

平成23年～
令和4年

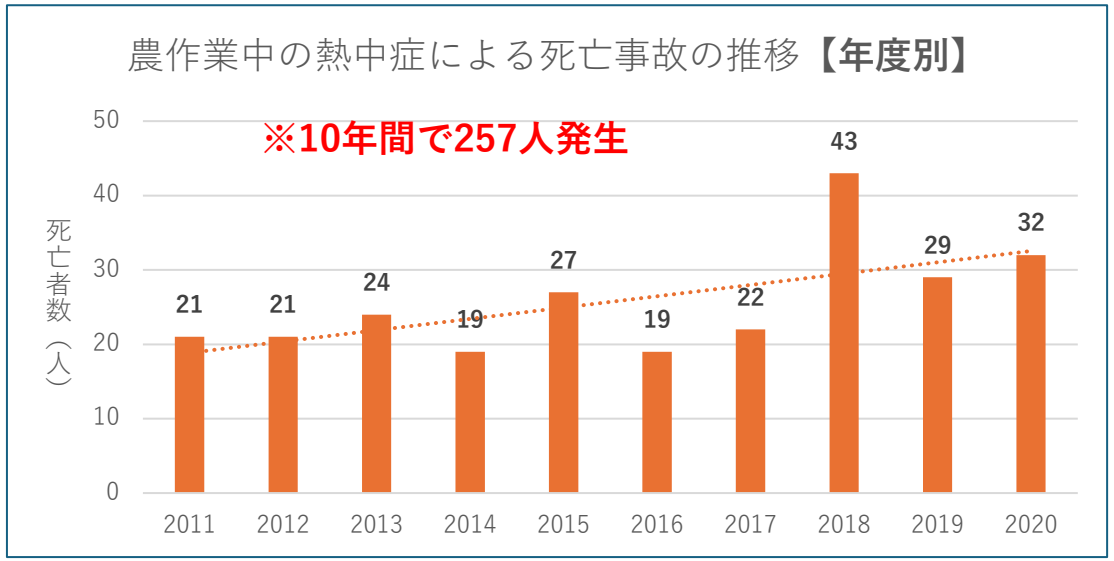

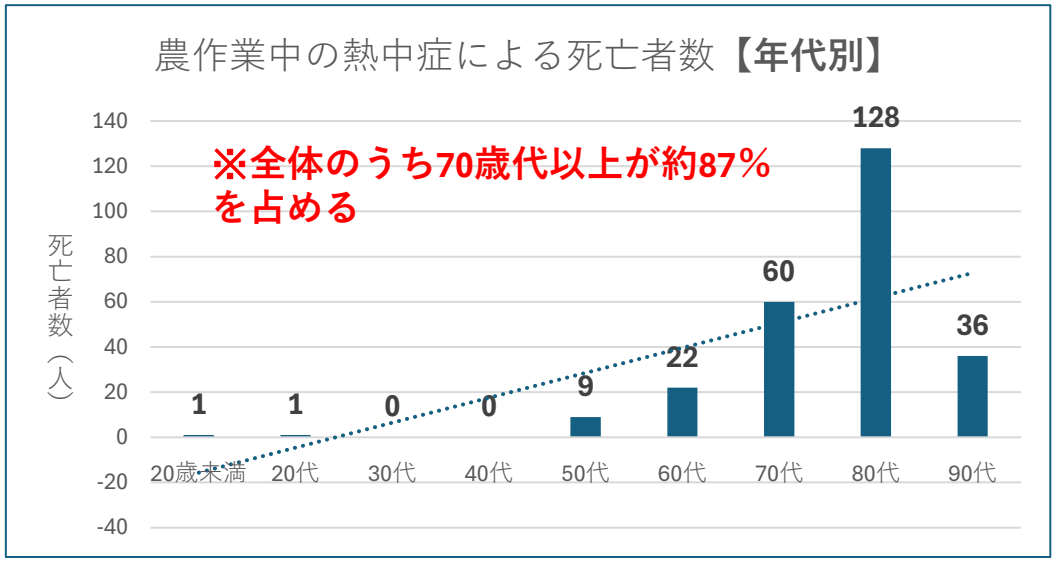

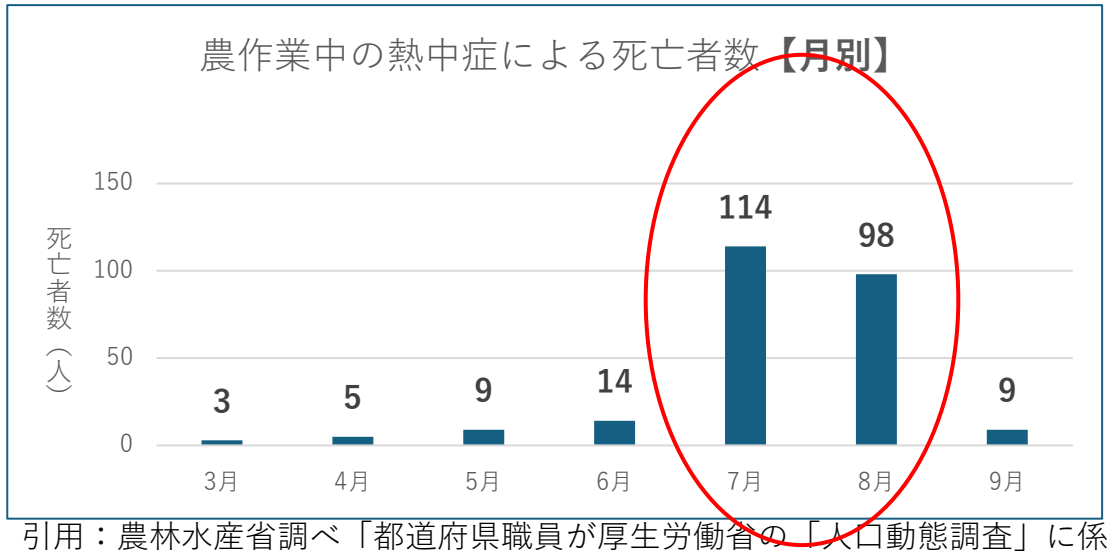

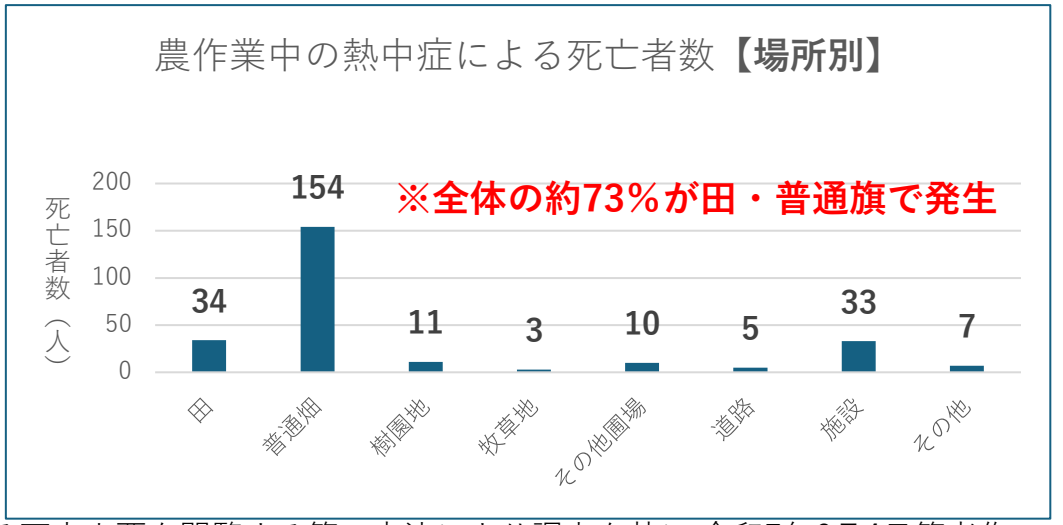

引用：農林水産省調べ「都道府県職員が厚生労働省の「人口動態調査」に係る死亡小票を閲覧する等の方法により調査を基に 令和7年6月4日筆者作成

労働安全衛生法への対応

2026年4月1日に改正施行された労働安全衛生法では、「個人事業者等に対する安全衛生対策の推進」が求められている。農家も個人事業主で雇用されている労働者と同じ法の対象と位置付けられた。

個人事業者の定義は「事業を行うもので労働者を使用しない者」であるが、家族が労働契約を結んでいない場合は労働者ではないが、「同一の場所で働く労働者以外の作業従事者も保護すること」の条文が加わり、一緒に働く家族も労働安全衛生法の保護対象となった。

加えて、農作業での作業従事者の怪我や病気も労災となり、休業4日以上の場合は、労働基準監督署への報告が令和9年1月1日から義務化される。

労働安全衛生規則の改正について

令和7年6月1日から労働者を雇用する全ての事業者に対して、労働者への熱中症対策の義務化。

労働者の熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することが必要であることから、厚生労働省は労働安全衛生規則（省令）を改正した。

※事業者には、労働者を雇用する農業者や農業法人も含まれます。

労働者を雇用する事業者は、労働者への熱中症対策として、

「体制整備」「手順作成」「関係労働者への周知」を義務付

JAはだのにおける具体的な取組内容や加入推進への思い

－農業労災加入促進運動は農作業事故未然防止運動－

- ◆JAはだの農作業労働災害予防対策の歩み
- ◆農業労災予防のための年間活動計画
- ◆JAはだの農業労働災害対策委員会
- ◆春・秋季農作業安全運動の取り組み
- ◆各種取り組み

JAはだの農作業労働災害予防対策の歩み

昭和52年（1977）

農作業の安全対策や農業機械化のあり方の検討を開始

昭和53年（1978）

農業労働災害対策委員会を設置し、事故未然防止活動を展開

平成3年（1991）

ＪＡはだの農業労災組合として国の許可を受け安全対策を推進

農業労災予防のための年間活動計画

1 → 2 → 3 → 4 → 5 → 6 → 7 → 8

1	2	3	4	5	6	7	8
2月1日 ～3月末 農業労災加入促進運動	3月,4月 9月 農機整備講習会の実施	5月 作目別病害虫防除基準書の配布	5月中旬 ～6月末 春季農作業安全運動の実施	6月 農薬保管管理コンクールの実施	7月下旬 ～8月末 農作業安全に関する標語の募集	9月中旬 ～10月末 秋季農作業安全運動の実施	11月 安全標語の優秀者・入選者の表彰

JAはだの農業労働災害対策委員会

「農業労働災害対策委員会規程（抜粋）昭和53年（1978年）12月22日設定」

【目的】

組合員の農作業の安全対策や農業機械化の在り方などを検討し、
事故防止活動を推進する。

【事業】

◆農作業安全対策活動計画
◆農薬・農業機械事故防止対策に関すること
◆農業労災保険加入促進対策に関すること
◆その他農業労災対策に関する事項

【構成員】

常勤理事　非常勤理事3名　生産組合長7名　青年部5名　女性部2名
※任期は2年

農業労働災害対策委員会規程の一部改正

令和7年（2025年）6月24日一部改正

令和7年6月1日改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症対策が義務化されたため一部を改正する。

【事業】

◆農作業安全対策活動計画
◆農薬・農業機械事故防止対策に関すること
◆農業労災保険加入促進対策に関すること
◆その他農業労災対策に関する事項

◆農作業安全対策活動計画
◆農薬・農業機械事故防止対策に関すること
◆農業労災保険加入促進対策に関すること
◆農作業時の熱中症予防対策に関すること
◆その他農業労災対策に関する事項

農業労災対策委員会の結果を周知

農業労災対策委員会で協議されたことは、「代表生産組合長会議」、各支所単位で開催される「生産組合長会議」で報告し、それぞれの生産組合（120生産組合）より組合員に回覧で周知される。

また、機関紙やホームページを活用し周知・運動展開する。

空調服購入助成制度は、生産組合や生産部会を通じて周知・取りまとめを行う他、兼業農家が多いこともあり、機関紙やホームページを活用して周知する。

春・秋季農作業安全運動の取り組み

啓蒙から実践まで多角的なアプローチ

啓蒙活動

ポスター配布、立て看板設置、地域掲示板を活用

講習会実施

農機整備講習会で整備点検・操作方法を学ぶ

標語募集・表彰

入選作品をポスターやカレンダーに掲載し活用

安全用品普及

農薬保管管理シール配布、安全用品特設コーナー設置

農薬保管管理コンクール

◆目　的：農薬の正しい取り扱いと保管・管理に対する意識向上
と事故未然防止

◆対象者：農薬の安全使用を心がけ、保管場所に工夫を凝らす
組合員（支所推薦）

◆審　査：神奈川県農業技術センター等による巡回審査

◆表　彰：優秀賞2点、入選3点を選考・表彰、参加者全員に
参加賞を贈呈

農作業安全標語募集

募集の背景と目的

農業機械の大型化・複雑化

農業従事者の高年齢化・女性従事者の増加

熱中症の増加

農作業事故が減少しない現状への対応

VS

テーマと活用

テーマ：農作業事故未然防止、労災保険加入促進、農薬の安全使用・保管管理、（熱中症）

特選3点、入選9点を選考

機関紙で周知し表彰、安全運動のためのJAカレンダー等に活用

空調服購入助成制度（令和4年度設定）

「購入金額の半額を助成（上限３万円）」

神奈川・JAはだの

空調服購入に助成金

設定3年目 185人が利用

【神奈川・秦野】JAはだのは、農作業時の熱中症対策のため、冷却ファンの付いた空調服の購入に助成制度を設けている。組合員とその家族が対象で、上限は3万円。JAは農家を熱中症から守るため、空調服の導入を後押ししている。2022年度の制度設定以来、185人が利用し、合計237万円を助成した。

酷暑の影響で、農作業時の熱中症の発生は増加傾向にある。農水省は、暑い時間帯に作業する際は空調服などを活用することを呼びかけている。購入費用の助成は空調服本体やバッテリー、ファンなどが対象で、セットでの購入もできる。購入金額の半額を助成し、上限は3万円。

秦野市で露地野菜や米を栽培する柄生正彦さん（71）は、2年連続で空調服を購入。昨年、近隣の農家から紹介されて試着したところ、着心地を気に入った。「JAが半額を助成してくれるというのが、購入に踏み切る決め手になった」と話す。日中の作業では、空調服を着て畑に出る。「着用しているからといって油断せず、小まめな休憩と水分補給を心がけている」と高い対策意識を持つ。

JAは、農作業時の熱中症の予防を特に重要視。全組合員宅に配布する機関紙で、5月から継続的に注意を呼びかける。宮永篤組合長は「農作業中の熱中症を非常に危険視している。命を守るために、空調服を積極的に活用してほしい」と話す。

助成金申請の受け付けは7月末までで、予算の上限に達し次第、受け付けを終了する。

JAの半額助成を受けた空調服を着て作業する柄生さん（神奈川県秦野市で）

- 購入費用の助成は空調服本体やバッテリー、ファンなどが対象でセット購入ができる。

（単位：円・人）

年度／項目	供給金額	助成金額	正組合員	准組合員	供給人数計
2022年度	2,229,370	1,002,700	64	19	83
2023年度	2,023,120	923,800	57	20	77
2024年度	1,576,160	712,100	40	21	61
計	**5,828,650**	**2,638,600**	**161**	**60**	**221**

- 令和8年度実施中。
- 別途、同条件でヒートウェア助成制度を実施。

組合員等への加入推進の進め方や工夫について

◆農業労災保険加入促進運動

◆加入促進運動の具体的な方法

◆JAはだの農業労災保険加入状況

農業労災保険加入促進運動

◆目　　的: 農作業事故の万が一に備えた補償の充実

◆期　　間: 毎年2月1日～3月末の2ヶ月間、JA組織を挙げて推進

◆推進体制: 支所毎に加入目標人数を定め、支所単位で活動を展開

◆現状課題: JAはだの管内で年間20件前後の農業労災事故が発生

加入促進運動の具体的な方法

1

未加入者の解消

生産組合、各種業種別生産部会、女性部の協力を得る

2

戸別訪問の実施

職員による農家への個別訪問で加入を促す

3

広報媒体の活用

機関紙「JAはだの」等で加入意識の啓発に努める

4

補償の充実

既契約者の給付日額引き上げを行い休業時の補償を充実

5

補償範囲の拡大

特定農作業従事者の加入拡大と指定農作業従事者からの切り替え

6

夫婦同時加入

特定農作業従事者の夫婦同時加入を積極的に推進

JAはだの農業労災保険加入状況　平成31年ー令和6年

特定・指定加入者数

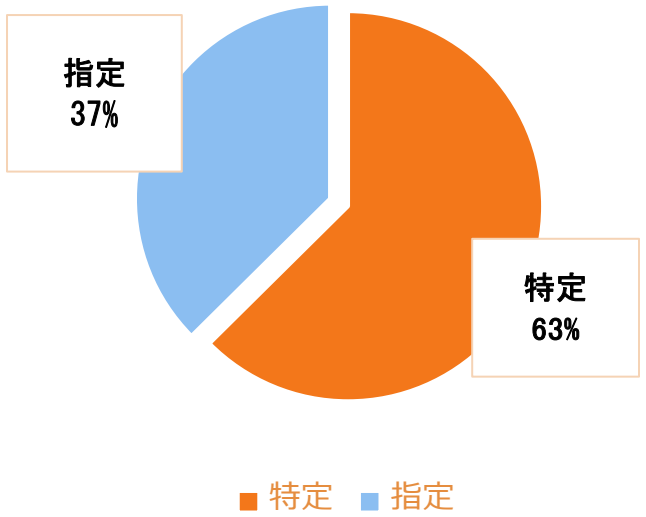

【表１】農業労災加入者数・加入率年次別表　　(単位：人・%)

項目／年	令和6年（2024）		令和5年（2023）	令和4年（2022）	令和3年（2021）	令和2年（2020）	平成31年（2019）
	加入者	構成比					
特定	**607**	**62.6%**	**636**	**640**	**652**	**665**	**713**
(内男性)	(480)	(79.1%)	(502)	(502)	(509)	(516)	(556)
(内女性)	(127)	(20.9%)	(134)	(138)	(143)	(149)	(157)
指定	**363**	**37.4%**	**347**	**334**	**322**	**310**	**276**
(内男性)	(296)	(81.5%)	(284)	(266)	(262)	(254)	(226)
(内女性)	(67)	(18.5%)	(063)	(68)	(060)	(056)	(050)
合計	**970**		**983**	**974**	**974**	**975**	**989**
正組合員数	2,666		2,753	2,816	2,864	2,837	2,918
加入率	**36.4%**		**35.7%**	**34.6%**	**34.0%**	**34.4%**	**33.9%**

※特定農作業従事者は、年間農産物販売額300万円以上又は経営耕地面積2ha以上などの自営農業者を加入要件としていますが、秦野市は要件に満たない農業者が多いため生産組合を単位としています。

年次別給付日額別加入者表　平成31年－令和6年

【表２】給付日額別加入者数年次別表　　(単位:円・人・%)

給付日額／年	令和6年（2024）				令和5年（2023）		令和4年（2022）		令和3年（2021）		令和2年（2020）		平成31年（2019）	
	特定	構成比	指定	構成比	特定	指定	特定	指定	特定	指定	特定	指定	特定	指定
25,000	0	－	0	－	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
20,000	1	0.2%	1	0.3%	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
18,000	0	－	2	0.6%	0	1	0	1	0	1	0	1	0	2
16,000	3	0.5%	0	－	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0
14,000	3	0.3%	0	－	3	1	2	3	1	1	1	1	2	1
12,000	1	0.2%	1	0.3%	3	1	2	1	3	1	4	1	3	0
10,000	73	12.0%	35	9.6%	81	36	93	34	93	38	108	37	116	34
9,000	6	1.0%	1	0.3%	6	1	6	1	7	0	5	0	6	0
8,000	20	3.3%	14	3.9%	19	13	24	13	23	13	20	13	19	13
7,000	23	3.8%	4	1.1%	28	4	29	4	31	4	30	4	35	6
6,000	97	16.0%	23	6.3%	108	24	111	28	130	36	141	36	150	35
5,000	187	30.8%	68	18.7%	199	68	191	73	185	68	178	65	202	60
4,000	22	3.6%	3	0.8%	19	4	18	5	19	3	18	6	16	7
3,500	171	28.2%	211	58.1%	168	193	161	170	157	156	157	145	162	118
計	**607**		**363**		**636**	**347**	**640**	**334**	**652**	**322**	**665**	**310**	**713**	**276**
合計	**970**				**983**		**974**		**974**		**975**		**989**	

都道府県等の担当者が取組を進める上での示唆・期待

◆農業労災の制約要因
◆求められる農業団体組織の役割と階層
◆農業労災の加入促進方策
◆第２９回（令和3年）ＪＡ全国大会(議案書抜粋)
◆よくある質問と回答

農業労災の制約要因　－加入促進しない要因－

◆日本の農作業安全対策事業費削減　（平成23年度予算117百万円→令和8年度予算は農作業安全総合対策推進となり、農作業安全推進46百万円を合わせ概算77百万円）

◆平成２２年より運動展開した「農作業安全確認運動」への理解不足

（令和7年度農業従事者10万人当たりの死亡者数11.1人で他産業と比較して高い。）

◆春・秋農作業安全確認運動がJAや農業者などに浸透していない。

◆ＪＡなどに農業労災事務組合等が設置されているが機能していない。

◆農業者が労働保険の特別加入できることを知らない。また、どこで加入手続きができるかわからない。

◆JAでは、事業として、JA共済「特定農機具傷害共済」、「農作業中傷害共済」で対応されているため事業優先となっている。

求められる農業団体組織の役割と階層

国（農水省・厚労省）
労働安全衛生に関する政策立案、基準設定、全国的な指導・監督を行います。

全国連（JA・農業会議所）

全国的な調整、情報共有、研修プログラム開発を行い、安全意識向上を図る。

都道府県
地域の実情に応じた施策の実施、指導、情報提供を通じて、安全対策を推進します。

都道府県JA連合会

地域組織の連携強化、指導、広報活動を通じて、安全対策の普及を促進する。

市町村
現場への普及啓発、相談対応、地域支援を通じて、安全な農作業をサポートします。

単位JA・農業者

現場での安全実践、情報提供、相互協力により、地域全体の安全レベルを高める。

農業労災の加入促進方策

◆農業労災と共済・保険の仕組みの違いの理解促進と労災事務組合の設置

◆複数事業労働者への労災保険給付制度の理解（令和2年9月1日施行）　※注１

◆集落組織（生産組合・農家組合・実行組合など）への理解促進（地域営農集団）

◆ＪＡ組織内に「農業労災対策委員会(仮称）」等を設置

◆効果的なナッジを活用した行動変容促進手法の活用

◆農作業の安全確保・補償対策は農水省が役割を果たし厚生労働省と連携して制度充実を確立する必要がある。

◆国内外の先進事例の推進
－日本農業労災学会表彰受賞組織の事例やシンポジュウム報告などに学ぶ－
（1）国内優良事例…広島県「たんぽぽ会」、鹿児島県農協中央会、福岡県「労災事務センター」など
（2）国外優良事例…アイルランド、大韓民国など

第２９回（令和3年）ＪＡ全国大会(議案書抜粋)

多様な働き手への支援と働きやすい環境整備

- ＪＡは、生産現場における衛生環境の改善や就業時間の柔軟化など女性やマルチワーカーなど多様な働き手が参加しやすい農業環境づくりをすすめるほか、労働関連法令のコンプライアンス順守に取り組むなど、農業者の雇用意識の向上等による働き手の目線に寄り添った農業版働き方改革に取り組みます。

- **ＪＡは、農業における死亡事故の発生率が他産業と比べて突出していることから、行政・関係機関等と連携して農業者への農作業安全対策の励行を啓発するとともに、労働保険制度およびこれに上乗せする保障制度の活用・普及に取り組みます。**

- また、外国人材活用の取り組みにあたっては、特定技能外国人材の活用をすすめるとともに、技能実習生を含め外国人材の適正な受け入れに取り組みます。

よくある質問と回答

Q. なぜ女性の加入が重要なのですか？

A.農業の担い手として女性の役割が増大しており、万が一の際の生活基盤を守るため、夫婦での加入を推奨しています。

Q. 事故を減らすための最大のポイントは何ですか？

A.組織的な啓発活動と、個々の農家における安全意識の定着、そして万が一に備えた保険加入のセットが重要です。

Q.労災保険とJA共済や保険の違いは何ですか？

A.労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、加入義務のない農業者の方も、一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入できます。
労災保険には、療養・休業給付から遺族給付まで手厚い補償があります。

※注１　労働者災害補償保険法の改正ポイント
ー兼業農家が多いJAでは重要ー

◆複数事業労働者の方やその遺族等の方への労災保険給付は、全ての就業先の賃金を合算した額を基礎として、保険給付額を決定します。

◆けがや病気が発生したときに、事業主が同一でない複数の事業場で就業している方が対象ですが、特別加入されている方（労働者として働きつつ特別加入されている方、複数の特別 加入をされている方。）けがや病気の原因の発生時に事業主が同一でない複数の事業場で就業していた方も対象です。

◆１つの事業場で労災認定できない場合であっても、事業主が同一でない複数の事業 場の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定できる場 合は保険給付が受けられます。

◆これらの改正は、令和2年９月１日以降に発生したけがや病気等について対象となりま す。

引用：複数事業労働者への労災保険給付　－わかりやすい改正－　厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署　令和2年9月施行　https://www.mhlw.go.jp/content/000662505.pdf

農業者の未来を、ともに守る

地域に根ざしたJAの挑戦と、安全・安心な農業の実現に向けて。
都道府県等の担当者の皆様には、本事例が農作業事故未然防止の一助となれば幸いです。
ご清聴ありがとうございました。